

(平成25年5月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

厚生年金 事案 4906 (事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 2 日まで

昭和 42 年 6 月 1 日から 54 年 4 月 2 日までの期間については、A 社において厚生年金保険に加入していたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

しかしながら、私は A 社を昭和 40 年 4 月 1 日に設立し、54 年 4 月 2 日に社名を B 社に変更したと記憶している。申立期間においては、代表取締役として従業員を厚生年金に加入させていたにもかかわらず、私の記録が無いことに納得できない。

今回、申立期間において A 社が法人であったことを示す C の会員証明書等を提出するので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 42 年 6 月から 54 年 4 月 2 日までの期間）に係る申立てについては、i) 申立人は代表者として A 社を設立したと主張しているところ、当該事業所に係る商業登記簿及び社会保険事務所（当時）の事業所情報が記載された回答票の根拠となる紙台帳から、当該事業所の法人設立は昭和 54 年 4 月 2 日であり、申立人は申立期間において厚生年金保険法上被保険者となることができない事業主であったと認められること、ii) 医療機関の外来診療録において、カルテ作成日が 46 年 3 月 13 日と記載され、保険者欄に健康保険証の記号及び被保険者番号が確認できるところ、当該医療機関は、当該診療録を再作成した場合や保険者欄等の記載欄完済による書換え等が行われた場合においてもカルテ作成日は変更せずに

記載していることから、保険者欄に記載された記号及び被保険者番号は必ずしもカルテ作成日時点のものとは限らない旨回答していること、iii) 当該医療機関の別の診療録によると、申立てに係る事業所の健康保険証については、医療機関における確認日が54年4月28日、資格取得日が同年4月2日と記載されており、当該健康保険証の記号及び被保険者番号が申立期間に払い出されたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年1月31日付け年金記録を訂正する必要はないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社を設立したのは昭和40年4月1日であると記憶していることから当初の申立期間を変更して再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間のうち昭和40年4月1日から42年6月1日までの期間については、前記のとおり、当該事業所の法人設立の事実は認められず、当時の厚生年金保険法における適用事業所は、特定の業種で常時5人以上の従業員を使用する事業所とされていたところ、適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によれば、申立てに係る事業所は42年6月1日に社会保険庁長官（当時）の認可を受けて適用事業所となり、同日に4人（申立人が従業員として名前を挙げた者を含む。）が資格取得していることが確認できることから、当該期間において当該事業所が厚生年金保険法における適用事業所であったと推認することができない。

また、申立期間のうち昭和42年6月1日から54年4月2日までの期間については、事業所が株式会社として法人設立されるに当たっては、当時の商法等の定めに従い法人設立の登記をしなければならないとされているところ、前回の申立てにおいて確認した商業登記簿によれば、申立てに係る事業所が法人となったのは54年4月2日であること及び同日に申立人が当該法人の代表取締役就任したことが確認できることから、同年4月2日に申立人は事業主から法人の代表者となったものと認められる。

一方、厚生年金保険法においては、被保険者は適用事業所に使用される者とされており事業主は被保険者となることができない。

他方、法人の代表者については、昭和24年7月28日付け保発第74号厚生省保険局長通知により、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人の代表者であっても法人に使用される者として被保険者の資格を取得する旨示されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間のうち昭和42年6月1日から54年4月2日までの期間については、申立人は事業主であり、厚生年金保険の被保険者の資格を有していたことが認められない。

また、申立人は、申立てに係る事業所が申立期間において法人であったことを示すものとして、Cの会員証明書、D名鑑、約束手形、Eの修了証、F団体の記念章、社員旅行時の写真2枚を新たに提出しているところ、当

該資料はいずれも申立期間後のものである。

さらに、申立人は、申立期間当時の事情を知る取引先等として新たに複数の事業所を挙げるとともに、申立期間当時の納税記録を保管しているとして複数の税務署に照会してほしい旨主張しているが、これらの事業所及び税務署に照会したところ、申立てに係る事業所が申立期間において法人であったことの確認ができなかった。

このほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。